

○錦江町子ども医療費助成条例

平成17年3月22日条例第69号

改正

平成19年3月8日条例第1号
平成21年6月10日条例第23号
平成21年12月10日条例第36号
平成24年3月28日条例第21号
平成24年12月21日条例第50号

錦江町子ども医療費助成条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「助成対象子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、錦江町の区域内に住所を有するもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）をいう。ただし、錦江町重度心身障害者医療費助成条例（平成17年錦江町条例第71号）及び錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年錦江町条例第70号）の対象者である子どもは除く。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金額をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象子どもを現に監護している者とする。

(助成)

第4条 町長は、助成対象子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の医療機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、子ども一人1月の医療費の、一部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

3 前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象子どもに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に係る医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、町長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに、町長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ができるものとする。
(受給資格者証の交付)

第6条 町長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して子ども医療費助成金受給資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。
(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに資格者証を提示しなければならない。
(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から町長に当該保険給付に係る費用額その他の助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があつたものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。
(助成金の支給)

第8条 町長は、前条第1項の申請があつたとき又は前条第2項の規定による申請があつたものとみなされるときは、その内容を審査して、助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。
(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
(委任)

1 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。
(2) 助成対象子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において当該第三者が損害を賠償したとき。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大根占町乳幼児医療費助成条例（昭和48年大根占町条例第27号）又は田代町乳幼児医療費助成条例（昭和48年田代町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日の診療分から適用する。

附 則（平成21年6月10日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年7月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成21年12月10日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年1月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成24年3月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成24年12月21日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年12月1日以後の診療分から適用する。

○錦江町子ども医療費助成条例施行規則

平成17年3月22日規則第38号

改正

平成19年3月8日規則第39号

平成24年3月28日規則第6号

平成28年3月28日規則第7号

錦江町子ども医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、錦江町子ども医療費助成条例（平成17年錦江町条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の登録等)

第2条 条例第5条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

(1) 子ども

氏名、性別、生年月日、住所及び監護している者との続柄

(2) 子どもを監護している者

氏名及び住所

(3) 子どもに係る医療保険

保険の種類、被保険者証の記号、番号及び被保険者の氏名、性別、生年月日、子どもとの続柄、

住所及び資格取得年月日

(4) 前号の医療保険の保険者

所在地、名称及び付加給付の有無及び給付割合

(5) 助成金の受領を希望する金融機関名等

金融機関名（支店名）、預金種別、口座番号、口座名義人

(6) その他町長が必要と認める事項

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第4条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、前項の登録事項は、電子計算機処理（錦江町電子計算機処理の管理運営規程（平成17年錦江町訓令第9号）第2条第7号に定めるものをいう。）し、これを適正に管理及び利用するものとともに、子ども医療費助成金受給資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 受給資格者は、資格者証を破損、汚損又は亡失したときは、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第5条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第4号）に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金の支給申請)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他の医療機関（以下「医療機関等」という。）の証明（医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証）を付した子ども医療費助成金支給申請書（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金額の決定)

第7条 町長は、条例第7条第2項の規定による申請があつたものとみなされるとき又は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の受給の可否及び助成金の額を決定し、子ども医療費助成金支給（申請却下）決定通知書（様式第6号又は様式第7号）により、当該申請をした受給資格者に通知する。

(受給資格者証の返還)

第8条 受給資格者は、その監護する対象子どもが対象子どもでなくなったときは、速やかに、受給資格者証を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大根占町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年大根占町規則第16号）又は田代町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和57年田代町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月8日規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の錦江町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。